

ふるさとの道サポート・タイアップ事業制度要綱

- 第1 事業の目的
企業等の社会貢献・地域貢献の取り組みと、地域住民等が行う県管理道路の清掃・美化活動を支援する『ふるさとの道サポート推進事業』とがタイアップし、地域住民・企業等・行政が一体となった美しいふるさとの道づくりを行い、地域環境の保全向上や共生協働による活力ある地域社会づくりに資する。
- 第2 事業の内容
県が認証したふるさとの道サポーター（以下「サポーター」という。）へ支援を行うために、活動に協賛し支援を行う企業等（以下「支援者」という。）を募集し、支援者からの協賛金をサポーターの活動経費等に充てる。
- 第3 支援者の資格
この制度要綱にいう支援者は、サポーターの行う美化活動に対して、十分な支援を行うことができる者とし、かつ県の定める一定の資格を有する者とする。
- 第4 参加の申込
支援者は、別に定める支援申込書に必要事項を記載の上、最寄りの地域振興局建設部等（別表－1に示した機関）へ提出する。
- 第5 協定の締結及び認証
1 地域振興局建設部等は、前項の申込書を受理したとき、内容を審査し、適当と認められる企業等については、支援者として認証を行い、協定を締結するものとする。
2 地域振興局建設部等は、前項の協定を締結したときは、速やかに当該支援者に対し、認証書を交付するものとする。
認証書の交付は、協賛金の収納確認後、毎年行うものとする。
- 第6 支援期間
支援期間は、協定が締結された日から当該年度3月31日までとし、異議がない場合は更新が可能とする。
- 第7 支援の実施方法
1 サポーター、各地域振興局建設部等及び市町村は、支援者からの協賛金の受け入れ、配分、また、互いの連絡調整を円滑に行うため、「道路愛護協議会」を設置する。
2 支援者は、協定を締結したときは、支援対象とする地区の道路愛護協議会へ協賛金を納入する。
3 道路愛護協議会は、支援者からの協賛金を、サポーターへ配分するものとする。
4 協定を更新する場合、支援者は毎年4月末日までに道路愛護協議会へ協賛金を納入するものとする。
- 第8 協賛状況等の公表
事業の協賛状況等の公表にあたっては、支援者及び県の双方が自由に行うことができるものとする。なお、その際、双方は相手方に対しても情報提供の内容等を事前又は事後に通知する。
- 第9 協定内容等の変更
地域振興局建設部等は、支援者が支援内容等の変更を申し出たときは協定を変更できるものとする。
- 第10 協定の解除
1 地域振興局建設部等は、支援者が協定の解除を申し出たときは協定を解除できるものとする。
2 地域振興局建設部等は、支援者が協定の規定に違反する行為又はサポーターへの支援を行う者としてふさわしくない行為があった場合は、協定を解除できるものとする。
- 第11 その他
この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月29日から施行する。